

吉良の首

忠臣蔵とイマジネーション

今尾哲也



平凡社

今尾哲也（いまお てつや）

昭和6年大連市生まれ。早稲田大学大学院文学研究科博士課程修了。現在、玉川大学教授。著書『変身思想』（法政大学出版局）、『ほかひとの末裔』（飛鳥書房）、『歌舞伎をみる人のために』（玉川大学出版部）ほか。



叢書 演劇と見世物の文化史

吉良の首 忠臣蔵とイメージネーション

発行日 一九八七年十一月一六日 初版第一刷

著者 今尾哲也

発行者 下中直也

発行所 株式会社 平凡社

〒一〇二 東京都千代田区三番町五

〇〇二六五―〇四七一〔編集〕

〇〇二六五―〇四五五〔営業〕

振替 東京 八一二九六三九

印刷所 東洋印刷株式会社

株式会社東京印書館

製本所 和田製本工業株式会社

定価 二二〇〇円

*不良本のお取替えは直接小社読者サービス係までお送り下さい
(送料は小社負担)

ISBN4-582-26018-7

©今尾哲也 1987 printed in Japan

吉良の首

忠臣蔵とイマジネーション

今尾哲也



叢書 演劇と見世物の文化史

平凡社

目 次

吉良の首

7

不義士の復権

95

『太平記』と『忠臣蔵』

133

*

二段目異聞——跋に代えて

227

カバー図版解説

6

カバー図版解説

- 表・裏 勝川春英画「七世片岡仁左衛門の高師直」(いずれも部分)。東京国立博物館所蔵。
- 右そで 墓前に首を供える。『高名太平記』(服部仁氏所蔵)の挿絵より。
- 左そで 二級の首。『太平記さぐれ石』の挿絵より。

装幀 福栄治憲

吉良の首

首は幾つあったか

『太平記さぐれ石』（宝永七年上演）は、以下の文をもって終わる。

師直逃ゆかんとすれど詮方なく柴部屋にかくれある各を見つけ引いだし首打落しいそぎ国元さして
もたせやり宮内贗首を引きさげ人数を揃へ勝開あげしとやかに帰りしはいさぎよくぞ見へける
（一）

また、続編『硝後太平記』（同年上演）は、その後の様子を次のように記す。

大ぎしは人々打つれ御ぼだい所へ来れば。りうやう和尚立出。大ぎし殿其外四十余人の御衆。先
以敵打取御本望。せつ僧迄いか程か大悦申。夜ル七つじぶんに門をけはしうたゝく。何物ぞと申
たれば。敵もろなふがくびじやと有て。ぐそうにあづけると大ぎし殿よりの口上申され。扱こそ敵
お打なされしと悦び。うけ取置ましたが。見れば只今又くびを持参なされた。いづれが本くびにて
候ぞ。大ぎし聞成程夜前もろなふ打と其まゝ。くびを御寺へ送りました。是はあらぬ者のくびを
もろなふににせ持ましたは。おつ手来らば是を渡すも。けいりやくの一つと存持ました。先立てあ
づけしくびが誠のもろなふくび也。前とあづけし殿の御はかせも共。御渡し下さるべし。心へま

したと二色ふたいろを取出し渡し玉へば。大ぎしは殿の御たまやへ。もろなふがくびそなへ。御はかせを持てくびへあて。敵もろなふを殿の御はかせにて打玉ひ。さぞ御悦びなさるべし。是にてくはうせんうらみを御はらし有。成仏じやうぶつまさうたがひなしと。せうかうして立のけば……大ぎしはくびをうつは物へ入。殿へたむけたれば此くびこのゐらぬ。よいやうにおしやう様頼み上る。心へました(二)

近松門左衛門の『碁盤太平記』(同年上演)にも、「ゆらの介は師直が白むくちぎつてくびをしつゝみ。矢さま殿御親子はすがたをかへてへんしもはやく。我君の御ぼだい所光明寺の御はか迄此くびを持参あれ。われ／＼はあとよりとあらぬ下郎の首取あげ。同じく師直が白むく切てをしつゝみ。鍵にゆひ付堀井の弥五郎。大驚文五にさしになはせ師直が本くびを。御はか所にそなゆれば」と、本首と偽首(三)の二つの首があったという、似たような記述がある。もつとも、『碁盤太平記』はそれに続けて、幕府から畠山左京大夫が上使に立ち、光明寺の住職に対して「師直が首は一子師泰願ひに任せ。をくり遣すべし」との上意を伝え、住職は、「くびおけしつらひよろしくまかなひ取をさめ。師泰殿の御内にて。人がまじきかた請取給へと有ければ。じつけん三隅のぐん司といかめしげには名のれ共。かひなき主の首もつて。す／＼としてかへりしは面目なふこそ見へにけれ」と、首の行方に始末をつけている。

紀海音の『鬼鹿毛無佐志鑑』(同年上演)では、大岸宮内が横山郡司・三郎「おやこがくび打おとし」、並木宗輔(宗助)らの『忠臣金短冊』(享保十七年上演)では、横山郡司のほかに、小栗判官を抱き止めた土川兵庫が、大岸力弥の手で首を刎ねられている。

仮託した世界の如何を問わず、赤穂浪士事件の脚色に、作者たちの想像力が働いていることはいうまでもあるまい。けれども、それらの脚色が、彼らの想像力によってのみ成り立ったかといえ、あながち、そうとばかりはいいい切れないのが実情である。一例を、『鬼鹿毛無佐志鑑』の結末に求めよう。

横山父子の首を討つというこの結末は、小栗譚の普遍的な図式、すなわち、照手姫の説得によって横山殿の命は助けるが、小栗殺害の首謀者三郎の命と、照手姫を売り飛ばした村君の太夫の老妻のそれとを奪うという図式から導き出されたものではあり得ない。そのような小栗譚の正統を海音があえて否定して、横山父子の斬首という結末を作り出したのは、小栗譚の図式に則して三郎を誅戮するとともに、横山を吉良上野介に擬したが故の当然の帰結であつた上、その結末こそ、赤穂浪士は首二級を挙げたという風説、ないし、名もなき庶民たちが想い描いた吉良屋敷打込みの心象に叶うものだったからではなからうか。

一体、赤穂浪士が打ち落とした吉良方の首は一級であつたのか、あるいは、それ以上であつたのか。

浪士たちは、確かに、吉良本人の首を取った。それは、「如三本意」上野介殿を討取、印泉岳寺へ持参、供三亡君之御影前に「候」という、小野寺十内・原惣右衛門・大石内蔵助連署の、十二月二十四日付、寺井玄溪宛書簡や、「残り候者を間十次郎一鍵に突申候処、脇差を抜合申候を、武林唯七一刀に切留申候、此人年頃上野介殿にても可_レ有_レ之哉と心を付け候故、装束を見申候へば、下着白小袖にて候、然_レば面の内身の内に古疵可_レ有_レ之と遂吟味候処、面の疵は当座の疵にて不分明に候得ども、背の疵は相見候に付、首を十次郎揚させ候て、白小袖に包み表門の内へ出候て、其前廉案内のため捕置候

表門の番足輕に為^レ見申候処、無疑上野介殿しるしにて御座候と申候、右討留候時、懷中に守袋二つ御座候、是も証拠とて其場所の者ども致持参候^ハという、外孫伊藤八郎右衛門宛、十二月十八日付吉田忠左衛門書簡の如き、信憑度のきわめて高い史料に徴して明らかである。

浪士たちは吉良父子の命を狙った。だが、窮極の目標が吉良上野介の首にあったことはいうまでもない。大石が平間村から一味の人々に送った書付にいう。

一志^{こころざし} 之相手ハト一、左之助ニ候得者、同志何も右兩人ニ目を付^{つけ}、外を構不^{かま}申候は、本人紛^{まぎ}れ、打もらし候事も可^レ有之候間、打込候は、男女之無^し差別^{しやべつ}一人も不^レ洩様ニ、何も心懸專要ニ存候

一敵之印揚候者、首尾次第、其骸之上著をはき、包候而、持参可^レ申事

一御見分之方有^レ之候節、挨拶之事、此印は亡主之墓所へ持参仕度存念ニ御座候、然共御免無^レ之候得者、不^レ及^二是非^一候、御歴々之御印、むさと難^う打捨^{うちすて}奉^も存候、以^{おんげ}御下知^ち、彼屋敷へ被^{つか}遣^わ候様にも可^レ有^二御座^一歟、其段御差図次第可^レ仕候、首尾さへ能候は、何とそ泉岳寺へ持参、御墓所へ備可^レ申事

一御息之印揚候、而後不^レ及^二持参^一、打捨之覚悟尤^{なほ}之事

ト一とは吉良義央のこと、上野介の「上」の字を分解して付けた呼称。左之助とは吉良の養子左兵

衛義周よしちか。いずれも事を隠密裡に運ぶために、浪士たちが用いた隠語である。

この書付にも知られる通り、吉良父子を討って首級を挙げた上、吉良の首のみ着衣に包んで丁重に泉岳寺に運び、浅野内匠頭たくみのかみの墓前に供えるというのが、当初浪士たちの書いた筋書であった。その筋書は、こと吉良の扱いに関する限り、寸分の違いもなく実現された。義周については、計画に齟齬そごを来したかの如くに思われるが、『波賀朝榮聞書はがちょうえきき』に、「上野殿首を揚げ候ハ、其外左兵衛殿を始見遁はじみのがしニ可仕旨（二）ニ付」とあったり、また、『米沢塩井家覚書』に、「御評定所ニ而、左兵衛様御疵おきずハ、武林唯七手ニ御座候由……唯七申様ニハ、左兵衛殿と戦申内、上野殿討取、勝鬨作り申候、元より上野介殿計目懸（一）左兵衛殿へ別而遺恨も無之事故、少々の手疵計ニて一時ニいづれも引候由、才覚申候と承り申候（二）」とあるのを見れば、打込みの当日までに、あるいは、吉良を討ち取った時点で、予定に変更が加えられたものと推察される。

実際、亡君の敵と目すべきは、吉良上野介ただ一人であった。義周の首を打つても「打捨之覚悟うちすてのかくごもつとも」という大石の指示自体、義周が二義的な存在でしかないことを示している。二義的というよりは、むしろ、吉良を討ち損じたときの代替目標であったといつて良い。少なくとも、大石の考えはそうであった。「吉良氏去る十一日御隠居、御家督無相違左兵衛殿被申請候由……御隠居へ掛御目申度候得共、日頃之御気儘、弥御引込思案にて、御逢候儀いかゞにも不定に候。兎角御逢無之御承引無之候はゞ、御隠居は御心之儘に仕、若旦那へ能面談可申候（三）」という、元禄十四年極月二十五日付の、高田郡兵衛・堀部安兵衛・奥田兵左衛門に宛てた彼の書簡が、何よりも雄弁にそのことを物語っている。

あるいはまた、六十路を越した上野介の露命を気づかう堀部・奥田に対して、「万一上州病死あらば子息を討べし」と説いたともいう。堀部・奥田連署の、「吉良父子之内に、一度は鬱憤散申度願骨髄に存詰候」と記した正月二十六日付大石宛書簡の文言も、浪士たちの意図するところを証しているよう。

それが『堀部弥兵衛金丸私記』に見られるような、「於下遂本望候者、彼父子之首、御石塔江備度念願」とか、「大学を勸、兄之讎敵吉良上野介父子を為討……父子を討取、亡君散責可忠義尽也」といった調子に変わったのは何故か。

察するに、大石の発言が逆に弾みとなって、義央ないし義周という発想が、義央および義周という発想へと拡大され、それとともに、吉良はもとより、家督相続人義周の命をも奪うことによって、主君の切腹から主家の改易という全過程に報ゆるに、吉良父子の誅戮から吉良家の断絶という全過程をもつてしようとの構想が、急進的な浪士たちの間に芽生えたのではあるまいか。大石の、「御息之印揚候而後不_レ及_二持参_一、打捨_二之覚悟_一尤之事」という指示は、「父子之首、御石塔江備度念願」を修正したものだといひ得よう。

事実、左兵衛義周は首を搔かれなかった。それどころか、殺されてさえない。相手は武林唯七とも不破数右衛門とも大石主税ともさまざまに伝えるが、要するに、乱戦のなかで手疵を負ったばかりである。御目付杉田五左衛門・安部（阿部）式部両人の実検口上書によれば、剃刀で切った程度の軽い疵が額に一ヶ所、肋骨一本を斬り折った八寸ばかりの疵が背中に一ヶ所認められたという。「其砌御身動之節、かちりく」と、肋骨の触れ合う「音の仕程の事」であったが、御典医栗崎道有の療治を受け、

「二三日過左様之音も不^レ仕、強^つ而御養生被^レ成候故、段々御心よく、越えて十六年二月四日には評定所に出勤、「浅野内匠家来共上野を討候節、左兵衛仕形不届ニ付而、領知被^レ召上」、諏訪安芸守へ御預被^レ仰付^{（二）}者也」との申渡を受けて、即日、諏訪屋敷に収容された。ちなみに、その日は浪士四十六人が切腹を命ぜられ、それぞれのお預け先で命を散らした日でもあった。

義周は、同月十一日、江戸から信州高遠へと網乗物で護送され、三年後の宝永三年（一七〇六）正月二十日、その流謫の地で病歿。歳二十一。しかし、遠流の罪を得た者の遺体をそのまま葬る訳には行かぬ。諏訪家では、「御死骸致^{（三）}塩詰」して検使の到着を待った。御書院番石谷七之助が下諏訪に着いたのは二月三日のこと。翌日「午之中刻、南之丸へ御出、左兵衛様御死骸御見分相済……申下刻、左兵衛様御死骸法華寺ニ而御土葬仕廻^{（四）}候」。

『忠誠後鑑録』にいう。「検使彼の地に至つて、塩漬けの死骸取出し改るに、病死の注進より検使到着まで、東都往来数日を経し故、爛肉の惡嗅甚しく、鼻を覆ふに勝たり、死骸打返し引返し前後を見分し、或は髪中口中爪甲に至る迄残る処なく是を改め、病死無^レ紛に付可^レ取捨旨下知して、検使石谷氏東都に皈付す、誠に鳥獣だも死骸を隠くす、況や人倫に武官の高家たれども罪人の事成、かくの如く骸ねを目前に暴し、耻かはしき事にあらずや、元来流人の身なれば、葬送は云ふに不^レ及、法事作善の沙汰もなく、路徑土中の骸骨と成つて朽なん事、哀れなる身の果なり、可^レ死時に死せずして再び耻辱を顕す、人倫に於て口惜からずや」と。

殺されもせず首を斬られもしなかったが故に、義周は生き恥のみならず、死に恥をも晒したのであつ

た。

「ホクリ／＼と打落し」

『米沢塩井家覚書』を遺した上杉の家臣塩井某には、諧謔の精神がある。『塩井家覚書』は、副題に「十二月十四日一乱」^(一四)とあるように、打込み^{うちこみ}に関わるさまざまな情報を可能な限り蒐集し、記録した、きわめて真面目な文書である。ただし、文末に、「偽之儀も無之、天下押広^{いつわり}めての事ニ候へ者」^(一五)と断わってはいるものの、集められた情報のなかには、打込みの期日は浅野内匠頭の三回忌に当たる三月十四日の予定であったが、大石が老体の上、病重く、三月まで生きていられるかどうか覚束なかったため、急に思い立って十二月の忌日に繰上げたのだなどという虚説も混ざっている。

この『覚書』を通覧していると、「十五日より以来、御座敷ニて勤候御家来共皆々同座之立廻りニも、取刀ニて候、いさかひ過ての棒ちきりきとやらんとて、皆笑ひ申候」^(一六)といった記述が散見し、上杉の家臣たちが一定の距離を置いて事件を眺めている様子、さらにいえば、吉良家に対してすこぶる冷淡な態度をとっている様子が窺える。

上杉の当主弾正大弼綱憲は、吉良上野介の長男である。寛文三年（一六六三）、上杉弾正少弼定勝の末女三姫^{さんひめ}を母として生まれたが、翌年、三姫の兄綱勝急逝、嗣子がなかったため、養子となって襲封した。吉良左兵衛義周は、実は、その綱憲の次男である。